

参議院地方行政委員会會議録第二十七号

昭和三十九年四月二十四日(金曜日)

午後一時三十四分開会

委員の異動

四月二十四日

辞任

米田 勲君

補欠選任

千葉千代世君

出席者は左のとおり。

委員長

竹中 恒夫君

理事

西郷吉之助君

西田 信一君

松本 賢一君

委員

井川 伊平君

熊谷太三郎君

沢田 一精君

占部 秀男君

鈴木 壽君

林 虎雄君

市川 房枝君

国務大臣

赤澤 正道君

自治大臣

柴田 護君

政府委員

自治省財務局長

事務局側

常任委員

会専門員

説明員

自治省財政政局

交付税課長

山本 悟君

○地方交付税法等の一部を改正する法

律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方行政の改革に関する調査

(昭和三十九年度地方財政計画に関する件)

○委員長(竹中恒夫君) ただいまから

地方行政委員会を開会いたします。

地方交付税法等の一部を改正する法

律案、昭和三十九年度地方財政計画に

関する件を一括して議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。御

質疑の方は、順次御発言をお願いします。

○鈴木壽君 三十九年度の地方交付税

がいわゆる財源均衡化のためにいろいろ

手を打ってあるというふうなことで

資料をお願いしたのでありますが、こ

のいたいた資料ですね、ひとつ市町

村分について確かめておきたいので

すね、たとえばここに小中学校費で

いうような性質のものではなくて、一

般的に小中学校のたとえば物件費ある

はその他の経費、一般的なものじゃな

いですが、これは。多少はあるいは補

正等の関係で何とかできるかもしれな

いけれども、こういう性質の金は全部

の団体のそれに適用されるものでし

うからね。これはどういうふうな、特

に均衡化のためにとられた措置として

意義づけできるのか、この点ひとつ。

○政府委員(柴田護君) お話のよう

に、実態的な意味におきましては、相

対的なものでございます。したがっ

て、もっと厳密な計算をすれば、ある

いは理論的に言いますならば、その中

からはほんとうにかさ上げになっていく

分を抜き出すべきだろうということに

なろうと思ふのですが、計算上その関

係を明確に取り出すことが実はむずか

しいのであります。こういう形で計

算をしておるわけでございます。した

がってこういう方法をとりますと、相

対的な意味でございまして、傾斜的な

結果になって、下の小さい団体には厚

く、上のほうの団体では薄くと、こ

うことが可能になると、こういう意

味合いでございます。

○鈴木壽君 たとえば、この(2)の

「小、中学校の物件費を増額したこと」

が、これはいまの小中学校の物件費の

算定のしかたですね、具体的にどう

これを算定して、どう傾斜的に配分さ

るのですか。

○説明員(山本悟君) ただいまの御質

問の点でございますが、物件費の関

係は、それぞれ単位費用の計算にあた

りまして内容の増額をいたしたわけ

でございます。で、ここに掲げましたの

は、もちろん標準施設におきます物件

費の見方自体を算定に合わせるために

修正をし、増額したということござ

います。結果論的にはそういう小中

学校の経費の単位費用を引き上げると

いうことは、全団体に需要を増す、そ

の増す場合に、比較的貧弱団体のほう

にも多くいく、結果論としてそういう

かっこうになる。こういう意味で掲げ

ておるわけでございます。御指摘の

とおり、直ちにこのこと自体がそうい

うところだけに傾斜的にいくとい

う結果にはなっていないと思ひます。

全体としていく場合に、同じ十億なら

十億の需要額より二十五億の需要額が

ふえます際に、こういうことでふえる

ということは比較的下のほうの団体に

率として手厚いく、こういうような

趣旨でございます。

○鈴木壽君 ただこういうふうにい

ま、傾斜的な配分とか、あるいは財源の均

衡化とかいうようなことが問題にされ

ている際に、とられた措置としてこう

いうふうな今度なるのだと、こういう

うにするのだと、こういうことのため

に資料としていたいた場合に、私ど

もは、なるほどこういうことによつて

特に貧弱団体と言ひますが、あるいは

後進地域の財政力の弱いところにこれ

らの金が相当少なくとも重点的に配

せられるであらうと、その総計が市町

村で言えばこのいたいた表からしま

すと三百億もいくんじやないかと、こ

うすぐ思うわけですね、このいたいた

資料からすれば、一方基準税率の引

き上げによつて三百億もいずれ移し

て、それに対応するだけの額が大体い

くんじやないかと、こういうふうに見

られるものですか、しかし、性質上

ここにあげられたような項目のいま小

学校、中学校の経費あるいは物件費の

この数字というものが、一般的に単位

費用の算定の際にいままで見方が少

くないのだと、実情と合わないのだ

と、実際に必要とする経費からすれば

少ないから、それをもつとふやさな

きやならぬと、こういうことのために

とられたものであり、もしいわゆる貧

弱団体等に対する傾斜配分というので

あれば、補正の段階でいろいろこれは

何か操作があると思ひますが、そう

いう程度しかないと思ふので、す

ね。小中学校の物件費、この算定の方

法からしますと、これは町の、大都会

の小学校であらうが、中学校であら

うと、あるいはいなかの中学校であ

れ、ともかく一つの標準的な算定のそれ

の額として出てくるものですから、あ

と残るところは補正ですね。ですから

ちよつと誤解を与えるような気がしま

すからね。そこら辺ははっきりしてお

かなきやいけんじやないかと思つ

ていまお聞きしておるところなんです

が……。

○政府委員(柴田護君) 昨日もお答

え申し上げましたように、傾斜配分とい

うことを一番決定的ならしめるのは基

準税率の引き上げ、それから産業経

費、農業行政費、その差し上げてお

ります資料から言ひますと二番以下で

ございます。二番以下のものが決定的な

もの、一番の問題はお話のように、多

少いろいろなまあ色は多少少かつて

ると言へば少かつておるわけござ

いますけれども、しかし、まあこれがそ

れでは傾斜配分の意味は全然持たない

かと言へば、相対的に言へばこれは傾

斜配分の意味を持つておるわけござ

いますので、あわせて掲げておるわ

けでございます。

○鈴木壽君 それは傾斜配分的な意味を持つというのは、これは持たせる、そういうふうな重点的に傾斜配分をするということのために、ただ基準財政需要額を出す場合に、単位費用を出す場合のそれは一般的なものですから、補正が何かでやるしかないんじゃないか、そこで、これをやったらすぐ傾斜配分ということになりますよ。まあ金額はともかくとして、計算のしかたというのはどの学校であらうか、これは町であれ、いなかの小中学校であれ、これは全部に適用される一つの計算のルールですね。ですからそれを特に今度配分の際の単位費用を出して、その後の補正の段階においてもっと色をつけてやるということができる程度の話であって、このものそれ自体が傾斜配分ということには私はならぬと思うのです。ですから、小中学校の経費において四十五億も農村によけいいくのだなというふうには言えない問題じゃないか。そういうふうな誤解を生ずるようなことじゃやらないのじゃないかということなんです、端的に言えば。

○説明員(山本悟君) まことにごもっともな御指摘でございます。確かにいま局長から御答弁申し上げましたように、この市町村分の七つの項目のうち非常に一番下位の基準税率だと思えます。その次の6の標準補正の引き上げ、これも低補地以下のところに全くそのままの姿で引き上げてまいりまして、それから一番端のものの一つだけ遠地補正、これも隔遠地でございますから確実にいなかのところが多いと思

うのです。それから4、3、2、このあたりは比較的人口なら人口をとってみますと、人口比例よりもはるかに下のほうの団体のところによけいにいような金額でございます。したがって、そういう意味じゃこれはある程度相対的になりますけれども、下のほうによけいにいくという意味でこの性格の強いものだと思います。その点に比べて、確かに1のほうは弱いと思

います。1のうちでも(1)の一番最初にございましては、もしもこういう改正をいたしませんときに比べますと、やはり児童数、生徒数というものは減ってまいりますけれども、まあいなかじゃ減ってくる、都市じゃふえてくる、それに対して学級数はほとんど変化がない。こういう点でございまして、児童、生徒のウェートを下げた学級のウェートをふやすということは相対的には事実上いなかのほうによけいにいく。こういう結果になってまいりと思ひます。それに比べますと、確かにこの1の(2)は非常にウェートが低いということはおっしゃるとおりだと思ひます。ただいかなるものをふやすかというときに、まんべんなく全団体に存在するような単位費用をふやすことは、相対的な問題でございまして、黙っておけば割合に都市的なもの、いろいろ人口もふえますし、いろいろな点で需要増は多いわけでございますけれども、そういう点では相対的にばらまかれる。したがって、どういうところに持っていくかという見方をすれば、こういう格差是正という見方を含めてこういうところにウェートをかけるというふうなことで持ていた。こういうふうな考え方でございます。

います。御了承を賜りたいと思ひます。

○鈴木壽君 だからこのまま出されますと、さっきも申し上げましたように、なるほどこれは今度農村特に貧弱な団体等に三百億も金がいくのだと、これはよほどいいなと、こういうふうなふうに思われるものですから、あなの方としてそれをどういうふうな資料に出してやるかというんだと、いかにもこのまま受け取られちゃ私はちょっと少しおかしいのじゃないかと、こう言うのです。これは確かに話のとおり、相対的な経費をふやした中で、特に小中学校の場合の(1)の場合でも学級数、児童数の関係から言えば特にいわば小規模の学校で生徒、児童数が少ない、学級数を減すわけにいかぬしというふうなときには、これは有利です。そういう意味では有利だけれども、それが傾斜配分だというふうなことになる、ちょっとあまり誇大な表現になりはしないかと、こういうことなんです。たとえばこの項目の3ですね。農業行政費というふうなことで、まさか都会のほうにこんなものがそんなにいくわけでもなし、これは明らかに傾斜配分したと言え、なるほど、こう思うのですけれども、いまの(1)、(2)の小中学校の関係のやつまで入れてこれらと何だおかしきやないかと、こういうふうな思ひわけです。それから、そこら辺、やはり明らかにしておかないといけませんと思ひましたのです。

付団体三十七、計二百となっておりますが、いままでの何というのですか、あなたの方の試算からしますと、三百億のいわば基準財政収入額の5%、三百億のアップができる。そのうち交付団体が百六十二ないし百六十三億、ここのうちと百六十三億円ですか、残りの百三十七億が不交付団体である。こういうふうな資料であつたと思ひますが、いまここに出てくるのは交付団体において百億ばかり足りなくなつておりますが、したがって、合計も三百億のものが二百億になつておりますが、この関係をちょっとはつきりさせておいていただきたいと思ひます。

○説明員(山本悟君) 御指摘のとおり、基準税率を5%引き上げますことに伴ひまして、どれだけ市町村分の基準財政収入額がふえるかという見込みを立てますと、交付団体、不交付団体合せて三百億程度になると思ひます。ただ、そのうち交付団体分はここにございまして、大体百六十億程度、残りが不交付ということになるわけでございますが、交付税のベースでもって計算をしてみますと、交付団体につきましてもそのものを考えていかなければならないということになつてまいりますので、この際には交付団体のベースで交付団体の基準財政収入の増加額百六十億、それに対応する不交付団体の基準財政需要額の増加額をあげたわけでございます。ただ、こういうふうなやり方でまいりますと、不交付団体の場合は人口の急増その他の数字の増加等々、いろいろ必要な数字が出てくるわけでございますが、そういうものに対しては補正が今後の八月決定までに検討し、きめて

いくようなふうなことになるので、従来のものをそのまま使ひましたために、こういうふうな数字が出るということになつていくわけでございます。この不交付団体の数字自体は実際に八月算定までの際には変動が起つてくるというぐあいに存じているわけでございます。

○鈴木壽君 いまのお聞きした7の基準税率の引き上げによつて出る三百億、このうち交付団体が百六十三億、この数字のいまの百億の点についてはわかりましたが、これを傾斜配分をするために、したということの金額としてここへあがたというのは、これは一体どういう意味ですか。何かありますか、特別にこういうふうな配分をするとかしたとか、たとえば上に掲げたいろいろな項目においてしたようなことでもないと、ちょっと内容がはつきりしません。その点はどうか。

○説明員(山本悟君) 御指摘の点でございますが、この交付団体で、百六十三億の基準財政需要額の増額に対応しますそれぞれの経費別があるわけでございます。それぞれの経費別に単位費用の増額なり補正なりによつてこういうふうな内容がございまして、書いてございませぬが、御参考までに申し上げますと、たとえばその他教育費、小中学校費等の教育費の規模は是正で単位費用を引き上げております。それから清掃関係でも都市的な経費として単位費用を大幅に引き上げております。それから、農業行政費につきましても、単位費用の規模は是正というふうなことで特に引き上げておりますが、こういうふうな単位費用の引き上げ等に伴ひます基

準財政需要額の増加が、もしもこの五%引き上げの措置をやらなかったとすれば、財政計画との関連から申して、これは当然入ってくるものじやなかったというふうなものにつきまして、規模は正等を中心にしてやっておるわけでございますので、そういうものを積み上げたわけでございまして、そういうような内容のものになっていくということでございます。

○鈴木壽君　すると、いまの御説明だとしますと、その中にたゞいま御説明の中にありました農業関係、農業行政費というふうなもので、これと、ここに掲げておられます4の、「その他産業経済費において投資的経費を増額した」と。これと別途にいまおっしゃったような措置が行なわれておると、こういうこととございませうか。

○説明員(山本信君)　そのとおりでございます。上の方と下の七番目の分はダブらせないような内容を持っております。

○鈴木壽君　それからもう一つ、こまごまのことでございますが、この点について三百億、基準税率の五%引き上げによつて出てくる。この三百億というのは、必ずしもいわゆる大都市の税収入のそれから出てくる金でなくて、いわゆるこれは全市町村にまたがる、いわゆる税の一般的な税率の、基準税率の引き上げでございますから、そういうものはまあどの程度になるか、私、見当はいまちょっとつきかねますが、ともかく大都市だけの分じやない、農村地帯の町なり村の税金からもやっぱり若干は出てくる、こういうことは言えるわけですね。したがって、この分が、少しこまかくなりますが、そういう

要素が当然あるのだが、ここに書いてある百六十三億、これを主として農村関係とか貧弱団体等に向けるような、後進地域に配分できるようにしたのだ、こう書かれて、百六十三億の中には自分分のところから持ってきた分もこれは入っていますね、だから、もともと自分分のところの分も少し入っているのだというふうには考えざるを得ない数字だと思ふのですが、その点どうですか、これはこまごまですが。

○説明員(山本信君)　全くお説のとおりでございます。たとえば同じ十程度の都市でございまして、平均の財政力よりも上のところは相対的に、何と言いますか、悪いことばですが、損をし、平均の財政力よりも低い団体は相対的に得をするということになってまいります。したがって、同じ十でも、同じ二十でも、その団体によりまして損得はそれぞれあるわけでございます。そういう意味から申しましても、一がいにとりかかるといふことはなかなか申しにくいわけでございます。したがって、ここに掲げておられますのは、全くおっしゃいましたように、全体の財政需要額をこれだけふやしたというところでございまして、ここに上から下にだけ移ったのかというところを個別に出すことは非常に困難であらうと存じます。

○政府委員(柴田護君)　ちよつと補足して御説明申し上げますが、ここにあげました措置は、傾斜財政均衡化と申しますか、傾斜配分というものの関連をする措置としての基準財政需要額の増加をどのようにしてはかかったかという立場で書いて、上げたものを計数化してお示ししたわけでございます。し

たがって、それだけの数字がそのままプラスになるのじやないものであります。御承知のとおり、基準財政収入額との差引きしたものがネットの増になる、こういうことでございまして。したがって、御質問のありました点につきましてもうそういう意味で御理解をいただきたいと思ふのでございます。まあ、全体としての考え方としては、基準財政収入額を上げますと、小さな団体ではほとんどその増加というものが響かないのです。大きな団体では相当響く。大きな団体から基準財政収入の引き上げによつて交付税を小さな団体に持つていくということではなくして、増加した交付税の額、つまり八百億くらいあるわけですが、この増加した交付税の額というものを貧弱団体に多く持つていくためにどうすればいいか、したがって、基準財政収入額を上げますことによつてふたたの収入に見返る分の財政需要額というものはそういう団体には少なくとも与えたい、しかし、その反射的な効果として小さな団体に増加した分の基準財政需要額は流れていく、こういう仕組みになるわけですから、多少複雑でございます。したがって、ここでは上げた需要額だけの内訳を示している、こういうこととでございます。

○鈴木壽君　この数字ですね、マイナスであらわしたほうがわかりいいんじゃないですか、しろうとは。つまり引き上げによつてこれだけ配分しなくてもいいものができてくるわけですからね。引き上げによつてそれが交付団体においては大きい、マイナスは小さいんだというあらわし方のほうがわ

れわれにはよく理解できるような気がする。どうですか。

○政府委員(柴田護君)　なるほどおっしゃいますことも一つの案だと思ひます。もつぱら需要のかさ上げという形でもつてあらわしていただくためにかなう形になったことを御承知願ひたいと思ひます。

○鈴木壽君　こまごまのことのようでありますが、さつきも申し上げたように、一般的な受け取り方は、こういう表をいただきますと、今度農村地帯に合計して、ここにあります三百十六億もの金がいふくんだ、こういうふうなそのまゝ正直に受け取れると、いざ八月になって配分が決定をし、やつてみると、何だというふうなことになると思ひます。これではね。しかもそういう要素が幾つもありますから、だからそれをやれば足りなさして、おこなきやならぬじゃないだろうかという気持ちでさつきから一、二聞いてみるわけなんですか。したがって、いまの、最後にお聞きしました基準税率の引き上げによつて出る三百億の交付団体、不交付団体に対する配分の問題にも考えていけば、交付団体に対する百六十三億の中に自分たちから持つていった金も入っているんじゃないかと、まずね。少し言ひ方がおかしいかも知れませんが、そういうふうなことがあ

るんだから、これをこのまま今度は傾斜配分で三百億ぐらいくんだぞというふうなことはならぬ、こういうことをやればお互い正直にしておく必要があるんじゃないかと、変な言ひ方だけれども、私そういう意味でお聞きしておいたところなんです、いいで

す、いまの点はわかりました。また明らかにしたところもあると思ひますから。そこで、やっぱり傾斜配分の場合に、実際に今度やり出すのは補正の問題だと思ふんですよ、何といつても。その場合に、これは一般論でございますが、現在のいろいろな補正係数あるいは種地の段階、あるいはものを非常に苦心をして、御苦労をしてくださるだけ実態を捕捉し、その実態に合わせるようにという、こういう御意図でいろいろいままでも作業をやつてこられ、また実際に適用してみ、さらにまた、修正をするというふうなことを何べんも繰り返してこられたと思うのであります。が、あんまり何といひますか、実態に合わせるための意図でしようけれども、あまり実態に合わせるための作業のために、こまごまと言つた種地の上げ方なり補正係数の出し方をやつて、かえつて実態に合わなくなる、それから意図する傾斜配分ということもあまり出てこないというようなことがいままででは私があつたんじゃないかと、私はあると、まずこう思ふのです。私はきょう補正のやつを持つてきませんけれども、どうもそうだと思うのです。それでこれ私はいつと意見を申し上げ、見方を申し上げて、注文ですが、もつとやれば補正の問題をひとつ考え直してみることがあるんじゃないだろうか、段階補正等において、たとえばずつと下の段階の幾つものやつは適用しないとかなんとかいうことを最近やつてきておられますが、じゃひとつその段階の出し方なんかも本法にさかのぼつて、段階の設定のしかたというものも考えてみる必要があ

る。どうですか。

す、いまの点はわかりました。また明らかにしたところもあると思ひますから。そこで、やっぱり傾斜配分の場合に、実際に今度やり出すのは補正の問題だと思ふんですよ、何といつても。その場合に、これは一般論でございますが、現在のいろいろな補正係数あるいは種地の段階、あるいはものを非常に苦心をして、御苦労をしてくださるだけ実態を捕捉し、その実態に合わせるようにという、こういう御意図でいろいろいままでも作業をやつてこられ、また実際に適用してみ、さらにまた、修正をするというふうなことを何べんも繰り返してこられたと思うのであります。が、あんまり何といひますか、実態に合わせるための意図でしようけれども、あまり実態に合わせるための作業のために、こまごまと言つた種地の上げ方なり補正係数の出し方をやつて、かえつて実態に合わなくなる、それから意図する傾斜配分ということもあまり出てこないというようなことがいままででは私があつたんじゃないかと、私はあると、まずこう思ふのです。私はきょう補正のやつを持つてきませんけれども、どうもそうだと思うのです。それでこれ私はいつと意見を申し上げ、見方を申し上げて、注文ですが、もつとやれば補正の問題をひとつ考え直してみることがあるんじゃないだろうか、段階補正等において、たとえばずつと下の段階の幾つものやつは適用しないとかなんとかいうことを最近やつてきておられますが、じゃひとつその段階の出し方なんかも本法にさかのぼつて、段階の設定のしかたというものも考えてみる必要があ

る。どうですか。

す、いまの点はわかりました。また明らかにしたところもあると思ひますから。そこで、やっぱり傾斜配分の場合に、実際に今度やり出すのは補正の問題だと思ふんですよ、何といつても。その場合に、これは一般論でございますが、現在のいろいろな補正係数あるいは種地の段階、あるいはものを非常に苦心をして、御苦労をしてくださるだけ実態を捕捉し、その実態に合わせるようにという、こういう御意図でいろいろいままでも作業をやつてこられ、また実際に適用してみ、さらにまた、修正をするというふうなことを何べんも繰り返してこられたと思うのであります。が、あんまり何といひますか、実態に合わせるための意図でしようけれども、あまり実態に合わせるための作業のために、こまごまと言つた種地の上げ方なり補正係数の出し方をやつて、かえつて実態に合わなくなる、それから意図する傾斜配分ということもあまり出てこないというようなことがいままででは私があつたんじゃないかと、私はあると、まずこう思ふのです。私はきょう補正のやつを持つてきませんけれども、どうもそうだと思うのです。それでこれ私はいつと意見を申し上げ、見方を申し上げて、注文ですが、もつとやれば補正の問題をひとつ考え直してみることがあるんじゃないだろうか、段階補正等において、たとえばずつと下の段階の幾つものやつは適用しないとかなんとかいうことを最近やつてきておられますが、じゃひとつその段階の出し方なんかも本法にさかのぼつて、段階の設定のしかたというものも考えてみる必要があ

る。どうですか。

るんじゃないかと、そういうことも含めまして、私の一般論でありますけれども、そういうふうにご感じておるのです。この点は皆さんどういうふうにお考えになっておられるのか、私はひとつ注文的な、要点的なことを含めてお聞きしておきたいと思うのです。

きましては、御注意は十分考えまして、外部に発表するときにはさようにいたします。ただこの席で出しましたのは、皆さん方よく御存じでありますので、そのつもりでお出したことをお答えしておきます。それから補正係数につきましては、御指摘のような問題がかつてからございます。まあ落とした係数に割り増した係数をかけて足して割って、それをまたかけて出してみたらあまり変わらぬじやないかといったようなことをよく言われるわけであります。非常にそういう点が、全然ないとは言わないのでございますが、しかし、金額がだんだんふえてまいりますと、ある程度作業がこまかくなってござるを得ない。〇・〇〇一でございまして、実際の響き方はかななり響くわけでありますので、ある程度の響き方を考えてまいりますと、あまり大ざっぱな補正係数をとるわけにもまいらない。しかし、あまり複雑になつたためにかえて迷路に入つてしまったようなところもなきにしもあらずであります。現に、傾斜配分を進めずであります。熊谷補正差というものは十種地以下につきましてはなくなつてまいりますので、早晚この作業が終りました段階にはもっと簡単なものにしてまいらなければならぬ、かように考えておるわけであります。本

来から申し上げますならば、補正係数は一本でできるべきであつて、つまり段階も態容も密度も慣例もすべてそれは一挙にきまつていくというのが本筋でございますが、高等数学を使わなければいかぬことでございまして、そこまで私どももまだ進歩しておりませんののでも、一々これをばらして連乘しておると、こういう方式をとっておるわけでありまして、その間に数字の魔術が働きまして、いろいろ思わざる結果も出てくるということもあるわけでございますが、それをまた直すために補正係数でいろいろ考へる。ますます複雑になつていくということもあつたわけでありまして、全般的にはこれらを簡素合理化しつつ、なおかつ実態といふものを反映せしめるようなためにはどうすればいいかということが今後の課題と思ひますし、私どもも十分検討してまいりたいと考えておるところでございます。じゃ、いまだうするののどこかとおっしゃられましたも、実はいまのところこれをどのようにまとめていくかということを目下検討している段階でございます、それ以上進んだ案は現在のところではまだ持ち合わせておりません。

○鈴木壽君 さつきも私もちよつと触れ
ましたように、補正の問題はあなたの方
いろいろ苦心をして、何といひます
か、善意のその作業をなしながら、し
かし、かつまた実態とあまりびりば
としかなかつたり、いろいろな、か
えつて複雑なわからにくいものになつ
たり——わかりにくいことはもつと勉
強すればいいかもしれぬけれども、と
にかく実態と合わなくなつてきている
という、そういうことは各係数の補正

のそれにあらわれてきていると思うの
で、私はあなたの方の考え方なんかを書
めるのじゃなしに、そういう実態と合
わなくなり、あなたがねらったところ
ろがかえって捕捉しにくいようになっ
ていくという、そういうものいま局
長のお話のように簡素合理化してやっ
ていかなければならぬじゃないだろ
うか、その必要性が私はある。特に、私
はたとえば係数配分とかいろいろ重点
的にやっていく場合には何としてもた
よるのは補正しかないと思うのです。

とかということも、いわゆるそういう役割りを果たす場合もありますけれども、実際には補正等によってやるしか私はないと思うんですが、そういう意味においては、単にこれから検討するんじゃないくて、もっと簡素合理化し、それが実態の団体のそれにやっぱり利益になるようにやるべきである、こういう考え方を常に持っておるんですから、それでさっき申し上げたように、要望を含めたお尋ねをしたわけなんであります。ただ、局長のおっしゃるように、態容補正も段階補正も種別もあるいは寒冷も一本にというようなことは、これはやっぱり理屈としてはひとつ考えられるけれども、うまく一本にまとまるものであればこれはいいけれども、これはまだ違った要素に着目しての補正でございますから、なかなかそうはいかぬじゃないだろうかと思うし、まあその点は私はそこまで考える必要は私はないんじゃないだろうかというのを一つつけ加えておきますが、これは私のいわば私見でございますけれども、いずれにしても、この補正の問題をやっぱりもう一度ほんとう

に、いま私が申し上げたような、また局長がお答えになったような線でやつて、早急にひとつ改善、是正措置をとっていただきたいというふうに考えるところでございます。

関連をしてもう一つ、たとえは都道府県関係の道路費についての割り増し補正ですね。市町村道路費についてというのはこれはどういうのでしょ。この点ちよつと私伺つておきたいと思うんですが……。

○説明員(山本信昭) 御指摘のとおり、県分の道路費につきましては、交通量によりますところの密度補正をいたしております。これは交通量の多い府県の道路費につきまして、維持費もよいいかるし、これからはやはりそういったところが投資経費も改修等もさらにやっていたいかなければならぬという意味で交通量補正をかけているわけでございます。まあ県分にはそれをかけておりますが、市町村分にはかけていないのは御指摘のとおりでございますが、実は交通量補正、建設省の調査によりますところのある一定の時期に、一定の期間中に何台自動車がかかるかというところからいろいろ係数を算出しておるわけでございます。こういうような精密な資料というものは遺憾ながら市町村単位には存在しない。これも一つやむを得ない点でございます。県分についてはそういう調査が可能なのでございます。ある程度県道、国道といえますような道路についてはございますが、市町村道についてはそういうものは存在しない。それから市町村の場合にはそういう差をある程度例の態容補正の種類によりまして、反映できるのじやない

いか、種地の高い都市的なところは比較的、交通量も多いだろう、こういういうことを想定いたしましたで、種地の係数を引き上げておる、こういうようなことでやむを得ず代用しておるというような実情でございます。

○金井 調査というよりなことを、国道、府県道あるいは市町村道全部にわたってするということとはなかなかむずかしいことだと思ひますし、したがって、現在の段階においては、そういうものもできておられないだろうと思ひます。だから実態を捕捉するべきでないじゃないかと、そういうことだと思ひますが、ただ、しかし、これは私これから問題としてはやっぱり考えなければならぬねと思ひますことは、都市の場合のいわゆる私道が、ある場合においては、国道あるいはその都市を通じておる府県道、こういうところよりも交通量なり車の通る台数そういうものが非常に多いところがあるわけですね。他の補正によって何とか補う、こういうふうなことでおやりになっておるようではありますが、私もそれは一応他のほうでやっていることはわかりませんが、ただたてまえとして道路の費用を出す場合の補正を、ある補正をするという場合に、府県道だけのいわゆるゆるむを得ないのだということでは筋が通らない、私はそう思うのです。それにかわって、じゃ完全に府県道における割り増し補正のような効果をあげておるかという、私は必ずしもそうじゃないと思ひます。そういう面もありますし、いま言ったように、あなたもまたお答えになったように、現在では交通

量その他のいけば条件を捕捉するのがなかなか困難だし、そういう資料もできていないのだというところはわかりませんが、これからの問題としてやっぱり考えていかなければならないことじゃないだろうか、こう思いますが、そういう方向で御検討なさる、そうしてまたそういうものを市町村道においても行なうという御意図があるのか、その点はどうでしょう。

○政府委員(柴田護君) 先般来、るるお答え申し上げておりますように、現在財政が一番困つておるといふのは、この地方団体全体に——決して裕福じゃございませぬけれども、中でも都市方面におきまして非常に財政が窮屈だというように私も感ずるわけでございしますが、交付税のたてまえとして、客観的な資料に基づいて計算をする、つまり計算をする人間の思惟が混入いたしませんようにならねばとめていくというのが一つの方針になっております。そこで、府県につきましては、幸い交通量調査というものがございまして、これを使つて補正をしてきておるわけでございしますが、市町村の場合におきましては残念ながらそういう調査が行なわれておりません。現在の段階では、便宜、態容補正係数を使つて、つまり種地の高いところ、都市化の程度の高いところにつきましては、やはりそれに関連をして交通量も激しいのだ、こういう概括的な把握のもとに態容補正の係数の中に繰り込んでいる、それが妥当かどうかという点につきましては、お話のように、若干の調査をしてみた結果、検討すべきものだと思います。しかし、私も

第二部 地方行政委員会会議録第二十七号 昭和三十一年四月二十四日【参議院】

いたしましては、やはり県道だけじゃございせん、私道につきましてもお話のような点があることは重々承知しておりますが、技術的なそういう制約面から、現在の段階では態容補正係数というものをわざとるを得ない。市町村道につきましても、そういう交通量の補正、交通量調査といったようなものができてまいりますれば、当然に県道と同じように補正をすべきものであらうというように考えておる次第でございますが、残念ながら現在では態容補正係数を使わざるを得ない。で、問題は、早急に交通量補正、交通量の調査が行なわれるような情勢でもございせん、やはり態容補正係数の中の交通量の差というものをとらえ方をもう少しさらに検討して、合理化していく、こういう方向をとつていかざるを得ないのではなからうかというように考えておる次第でございます。

○鈴木君 お考えはわかりました、私はやはり端的に申しますと、市町村の道路に対して態容補正だけではない、県の段階で用いておるような補正もやらなければならぬということでは、いまの段階ではなかなか実態の把握といふか、これはなかなかたいへんなことでございますから、しかし、お答えのようにそういう方向でこれはぜひやらなければいけないことじゃないだろうか、こういうふうに思つておられますか、あらためてつけ加えておきたいと思つておられますか。

いま局長のおことばの中にあります、都市における、何といふか、最近の財政事情あるいは財政的な問題

ですね。最近ここ数年言われてきたことは、農村あるいはいわゆる後進地域というようになるとも重点的に交付税の配分をすべきであるとか、傾斜配分をすべきであるというように、これは非常に強言されておる、また、その必要性はあると私も思つておる。と同時に、忘れられておたうな問題は、忘れられたわけじゃないでしょうが、まああとというようにちよつとよけものにされたようなものが、都市の最近の当然なすべき仕事に伴う財政需要を一体いまの状態で見てもおつていいのかわか、こういうことだと思つておる。せんだつても局長からお話がございしたように、それがいまも御発言があつたわけでありすが一方において、特にいわゆる農村地帯なり後進地域というものの、財政力の貧弱な市町村に重点的に配分をする、同時に、都市のこういうものに対する配分を私は忘れてはならぬと思つておる。最近の都市、いわゆる大都市でなくとも、地方の中小都市であっても、いわゆる都市的な施設の必要性、住民の要望、こういうものは非常に大きくなつてきておるわけですね。何といつたらいいの、生産環境の整備の面から、あるいは社会福祉の面から、そういうものというものがどうしても必要ならぬものになつてきておる。何もぜいたくなものでなしに、ぜひともなければならぬものになつてきておる。しかし、そういうものをやつていくための、一体地方都市における、あるいは都市一般についてよろしいと思つておる、都市においてそういう新たな財政需要といふものは、当然なければ

ならない財政需要に対しての財政力というものがあつたかどうか、私は現在においては非常に不足だと思つておる、はつきりいって、一見富裕に見えたり金があるように見えますけれども、それは、いま言つたようなことで、それはほんとうに取り上げてまじめにやつていこうとすれば、とてもじゃないがやり切れないというの、いまの都市の財政状況じゃないだろうか、こういうふうに思つておる、そういう点について局長からあらためて——きのうもお話がありましたけれども、お話をあらためて、皆さんの考え方、あるいはこれからどうしていかなければならぬというのか、こういうことについてお話をいただきたいと思つておる。

○政府委員(柴田護君) 全く私もはお話のとおりだと思つてございまして、そのために昨年も御指摘があつたようでございますが、今回は清掃関係の経費につきまして、新たに清掃費という費目を設けて、そういった必要財政需要を見ていこうと実はしてあるわけでございします。ただ、都市と農村を考へてみます場合に、私も非常に感じますことは、農村につきましては、これも前にお答え申し上げたと思つておる、ともかく最近の社会的な拡大と申しますか、交通通信の発達による行政水準の向上の要請というものが非常に強まつてきておる。一方、農村は農業構造改善その他でもつてひつくり返つておる。そこいらいろいろな財政需要が出てくるのだけれども、これが十分に見切れない。この点の財政需要というものは、どちらかと申しますと、やはり交付税を中心に考へてやら

なければならぬ財政需要だと思つておる、これはある程度力を持つておるわけでございします、ここにおきまして財政的配慮というものは、農村の場合に比べますと、交付税の配慮もさることでございますけれども、地方債の配慮というものに相当重点を置かなければならぬ。都市改造という問題が、将来の都市を考へてみます場合に、ほんとうにまともに考へていかなければならぬ問題じゃないか。そうしますと、これを計画的にこなしていつて、そうして近代的な施設を備へ、力をつけた都市といふものを将来描きながら、当面必要な投資的経費ということになりますと、ここに相当起債といふものを考へていかなければならぬ、いかにいかに。都市と農村の場合の財源の措置のしかたというのは、多少違ふのじゃないか。どちらかといふと、もちろん交付税におきましてもさらに配慮をする必要がございしますけれども、ウェー

トのかけ方といふものは、その辺のところ、何と申しますか、交付税と地方債といふものの振り分けが、農村の場合は交付税といふものが中心になり、都市については税源といふものと、地方債じゃないかといふように私は考へるのでございします。もちろん町村の場合でも地方債の機能はあるわけでございします、農村の場合の地方債といふのは、むしろ将来の負担といふものを、つまり一時の負担といふものを将来にわたつて負担をならすといふ、地方債の持つそういう面の機能を中心に考へ、都市の場合におきましては、地方債といふものはたぶん先行投資的な色彩を持つ、こういうぐあ

なればならぬ財政需要だと思つておる、これはある程度力を持つておるわけでございします、ここにおきまして財政的配慮というものは、農村の場合に比べますと、交付税の配慮もさることでございますけれども、地方債の配慮というものに相当重点を置かなければならぬ。都市改造という問題が、将来の都市を考へてみます場合に、ほんとうにまともに考へていかなければならぬ問題じゃないか。そうしますと、これを計画的にこなしていつて、そうして近代的な施設を備へ、力をつけた都市といふものを将来描きながら、当面必要な投資的経費ということになりますと、ここに相当起債といふものを考へていかなければならぬ、いかにいかに。都市と農村の場合の財源の措置のしかたというのは、多少違ふのじゃないか。どちらかといふと、もちろん交付税におきましてもさらに配慮をする必要がございしますけれども、ウェー

五

五

五

いに考えて財政的措置を検討していくべきじやなかろうかというふうに私は考えております。

○鈴木憲君 都市と農村の場合の財政構造も違ふし、財政力といいますが、そういうものもしたがって違ふのだという点については、一般論としてはそのとおりだと思ふのです。そういう前提に立つて、局長は都市のいろいろな投資的経費なり施設、そういうもののに對しての財源の与へ方というものは、交付税にたよるよりむしろ起債あるいは税金収入、こういうものを主としたものに求めるべきじゃないか、こういうふうなお考えのようであります。これもい言ったような前提に立つならば一つの考え方だと思ふのですが、私は、いまの交付税全般の問題として、特にこの都市の都市的な形態を保ちあゝるいは水準を上げていく、あるいはいろいろな公共的な投資をしていかなければならぬ、こういうような場合に、いまの基準財政需要額の算定の中における投資的経費の見方というものも、私はやはり一つ忘れてもらつては困ると思ふのです。確かに起債等によつてやる面も多いと思ひます。その必要性もあると思ひ、また、そういう行き方もとらなければならぬと思ひますけれども、交付税そのものにおいてやはり見るところは見ていく、こうでなないと、私は変なかつこひになつてくるのじゃないだらうかと思ふ。これはあとで、大臣の時間の関係係ひま占部委員が一、二お尋ねをしたいということでございますから、これはあとで答えをいただきますが、いまの都市的なそういう施設なり公共投資に見合う所要経費の見方というのは、

私はそういういまの財政需要に必要なある実態には合わないで、むしろこれは端的に言うと、いわば償却分を見ておるような Auffassung ですね。過去にやったものを見ていくんだという Auffassung になつておるんですから、新しいこれからの仕事をやっていくという場合の財政需要というものももっと私は見えていかなきゃならぬと思うのです。それを起債で見るのだ、そうしていまのような形で、あとから償却をするような Auffassung だということだけでは、私ははうまくないのじゃないか。こうなつたらいつまでたつても、幾ら都市に力があるとか、あるいは財政構造が農村と比べていいとかいっても、とてもじゃないが都市改造なり公共投資の整備なんというものはできていかなないのですね。この点はあとでもう少しお考えをお聞きしたいと思えますので、占部委員が大臣にお尋ねがあるそうでございますから、一時その点を申し上げただけで中断をいたします。

○占部秀男君 大臣の時間の都合もございます。そうですから、急所の点だけ、二つの点だけひとつお伺いをいたしたいと思うのです。

一つは、この法律案に直接の関係ではないのでありますが、結局は関係のあることにも間接的にはなるのでございすけれども、清掃法の改正の問題についてなんですが、あとでいま政府側から出しておる清掃法の改正の問題について連合審査があるのかどうかわかりませんので、一応お尋ねをしたいと思うのですが、今度の交付税の一部を改正する法律案の中で、先ほど局長さんからも言われましたように、清掃の重要性というものがながみて、経

費の種類をふやして、清掃費というのが新しく保健衛生費の中から独立をしたと、こういう形で、その点について、しかもたいへん費用の面でも保健衛生費一本であったときに比べて相当ふえておることは事実でありますので、そうした点についてはわれわれは非常にありがたいと、かように考えておったわけであります。ただ今度ようやく一昨年、特に昨年の年末の国会以来、大きな問題となっていた問題点が、清掃法の改正という形で先ごろ出されて衆議院にかかっておるその内容はこの自治省のこうした積極的な行き方にかかわらず、非常にわれわれとしてはふに落ちない問題点があるわけであります。一つは、去年この委員会でも早川大臣の時代でしたが、結局厚生大臣のほうもそうでしたが、早川さんのほうも、清掃法の改正をやる場合には、市町村の、これはもう固有の事務で直営ということをまだ前提として考えていこうじゃないか、そうして現在の委託されておる清掃業者というものはこれ以上ふやさないようにしていこうじゃないか、こういう点について一つははっきりした答弁がこれはまああったと思うのであります。私は覚えておるのですけれども、もちろん厚生大臣もそういう考え方で答弁をされておるわけです。

さらにもう一つは、清掃の事業というようなものは、諸外国の例を見ると大部分というものは、私は相当文明国で、あれは当然の市町村の仕事として、環境衛生を守るために当然の仕事をとして無料のほうが多いわけですね。そこで、この無料化の問題について、もどろだということになって、この

点については一がいには言えないけれども、無料化を進めたいという方向も順次とっていきたいというふうな御答弁があった。ところが、今度の清掃法の改正の法律案を見ますと、これは自治省のほうでも議論しておると思うのですが、第一の直営化の点が条文にあまいになってきておる。聞くところによると、聞くところじゃない、私も見たのですが、最初の厚生省の法律案の方向では、市は直営として業者を置かないと、委託しないということを原則とするのだというところであつてあるわけです。それが実際に法律となつて出てきたときにはそうでなくなつてきておる、しかもこの交付税のきょうの法律案を見ますと、たとえば保健衛生の単位費用の算定の問題に関連をして、財源的な問題として相当多額の使料、手数料を見ておるわけでありまして。百四十七億ですか……、これは逆です。前回早川大臣のときのお約束をされた、無料化の方向へ進むのじゃないかというのを何か逆に拍車をかけたやうな、これは私のひがみかもしれませんが、感じを持つわけであります。そこで、あの二つの問題の処理といふ無料化の問題は、無料化しますとは言つてないかもしれませんが、この点はわれわれとしてもまあ単位費用に含んだ使料、手数料の金額が多過ぎるのじゃないかというだけの話ですが、直営化の問題はもっと積極的にやはり進めてもらうべきでなかったかと思うのですけれども、この点については大臣の率直なお考えはいかがですか。

○國務大臣(赤澤正道君) 前大臣やそれから厚生大臣がどういふお答えをしたか存じませんが、いまま占部委

員が御指摘のとおりに、大抵地域の住民は税金を払っておりますが、その税金の中には、やっぱりそういうし尿の処理であるとかあるいはじんあいの処理なんかはやつてほしいと、そういう意味で税金を納めているものと私どもは考えておるわけでございます。ですから、これは当然私たいま占部委員が御指摘になったその意味であらうと思うのですが、こういうものに手数料をおるなどということは私はほんとうはおかしい。一日も早く先進国にもありますような例にならいたいと思ひます。ただ事務当局の考え方は、たとえば一つの市町村でありまして、税金は、納税者は全区域におるのに、実際は、清掃を担当してやつておるところがその一部であるといったようなことから、特にその面で利益を受けるところの人が何ほどかのものを負担するのはに立つておるわけでございまして、ただ清掃費を新しく単位に加えて、それでも気は心と申しますか、今度は倍にしたわけでございますから、しかし、この手数料などがいままでと同じところでやつておるといふことは残念でございます。残念でございするけれども、そこに一つのワケがあるわけであります。しかしながら、こういう問題には、言うまでもなく、前向きに将来に向かつて解決していかなければならぬ、かように考えております。

○占部秀男君　手数料の問題もそうなんですが、実は直営化の問題ですね、これにいま社会労働委員会では、やはり自民党さんのほうの委員の方々とその点、大臣の御答弁のあるまでにはお話し合ひもしておるわけです。それ

○占部秀男君 手数料の問題もそうなんですが、実は直営化の問題ですね、これにいま社会労働委員会では、やはり自民党さんのほうの委員の方々とその点、大臣の御答弁のあるまでにはお話し合いもしておるわけです。それ

で、これじやどうも違約になるじやないかということで、この間官房長官にも申し入れをしたわけですが、党として正式の申し入れをしたわけなんです
が、やはり大臣の御答弁というものは大臣個人じやないわけでありまして、

政府の方針をしようておるわけであり
ますから、ひとつ直営化の問題につい
てもう一度、おそらくこれは杜労では
相当困難な、非常に複雑な問題になつ
てくると思うのですけれども、厚生大
臣とお話し合いを願つて、直営化の原
則をとにかく進められるように、ひと
つはかつていただきたいと思うのです
が、実はわれわれの申しておること
は、市町村の直営にしろと、したがつて
、現在使われておる業者の方々は即
刻これはやめるんだ、こういう行き方
ではないわけであります。直営化の原
則をまずつくつて、現場にいる人は順
次これは整理をしていく、たとえばそ
こに業者に使われておる人夫の方々、
その他を職員にするとか、いろいろ方
法はありますから、そういうことでひ
とつわりあいに抵抗のない形で問題の
処理をはかりたいと、こういうことの
意味なんでありますから、ひとつ小林
厚生大臣と今国会中にもさつそくひと
つお話し合いを願いたいと、こう思う
のですが、いかがでございますか。

○国務大臣(赤澤正道君) 十分検討を
いたします。

ただいまちょっと御指摘のとおり、各党の間でこの問題についての話し合いも進んでおります。事実私も知っております。いまの段階では私がここで申し述べるものもいかと思いますが、やはりまあそういう一つの原則を立てましても、長い間の伝統でやってゐる

ものですから、一ぺんにずばりとやる
ということがいかなない面もあるわけ
ありますから、いま関係の同僚の方々
でいろいろ苦心をさせていただいておる
はずでございますので、いましばらく
お待ちを願います。

○占部秀男君　もう一つの点は、これは新産都市間係なんですがね。この間も本会議で大臣に御質問をしたのですが、今度の交付税の問題なんかについてでも傾斜配分が行なわれるところとて、相当財源のある程度の平衡化といひますか、そうした問題にも手をつけられておることはわかるのですが、新産都市の——きのうも私、一日この問題で問題が新潟にあるというので、新潟に行ってきましたけれども、新潟などでは県議会で、御存じだとは思いますが、知事さんがこの問題で当てがはずれたと、こういう答弁をして、その答弁自体がまた問題になっておると、こういうような情勢なんです、これは相当、そのために私も行ってきただんですけれども、あちらこちらで私るのじゃないかということ想像するわけなんです。一時自治省で新産都市の問題についての特別な財政措置ですが、その問題についての法律案をいふことで準備をされようというときに、大蔵省との間に話し合いがつかないといふようなお話でしたが、少なく

ともこの問題は、今国会は無理だとしても、もう十三指定地区に対する政府の方針も、もう十三指定地区に対しては建設方針が出されて、しかも建設方針にのっとって各県、市町村の議会でも体的な実施計画がいまもうつくられておるのですね。それで先行投資も相当やられておるわけなんです。きのうも

新潟へ行ってみますと、約五十億ばかりかかる新しくつくる港の問題も入っているわけですね。土地の買収から、一部の防波堤をつくるというような先行投資にもう入っているわけですね。そういうような情勢から、何としないかというふうな三つ入、ひとつ出の

もう着手しておる年度へ入つておるんですから、やはり地方団体の財政状況を見合せて、効率にやほり補助ができるとか何らかの措置をとつて事業ができ得るように緊急にひとつしていただきたい。今度の国会は、事情は私もよく知らないわけじやありませんから、無理は申し上げませんが、そういう点についてはいかがでございますか。いま見通しのな点をお伺いしたいのですがね。

○国務大臣(赤澤正道君) 自治省の立場としては、占部委員が仰せられるとも、新産都市は御案内のとおり、内閣でこういう方針を示しまして、地方地方でそれぞれ建設計画を立てて、また総理大臣がこれを承認しておるわけでございますから、それに対して十分なものゝ裏づけがなかつたら計画自体が画餅に帰することは言うまでもないところでございます。ただ、やはり大なる公共投資が行なわれますと、どうしてもその裏づけの受益者負担というのが伴うわけであります。それに對して、実はわれわれの関係の省で十分な

配慮ができるかできぬかということに頭痛はち巻きの種であつて、ただこれを、じゃ起債のワクをやるからそれだけで片づけると言われましても、膨大な金額を地方で、どの程度その地方で産業が繁榮して税収があるか存じませぬけれども、利益全部で埋めるのでなく

て税金で埋めていくわけですから、なかなかその見通しというものを私ども計算を腹の中でやっておりますと、とてもこれはそんな簡単なことでは片づかぬ。実は私どものほうでは、重大な決意を持ちまして一つの提案を実は試

るようとしたわけですが、実に郵政省内にいろいろないきさつがございます。今回は間に合わなかったわけでございます。しかし、私どもは決してあきらめもいたしておりませんので、よく関係各省と協議をいたしまして、そうしてこれがいま、明年からぐんぐん進んでくるわけでございますので、何とか間に合うように措置いたさなければならぬ、かように考えておる次第でございます。

○占部秀男君　私は、大臣にはこれだけっこうでございます。

○国務大臣(赤澤正道君)　私鈴木委員にたいへん申しわけなのですが、中座させていただきますけれども、先ほどの議論をずっと伺っておると、これは実際全国の各市町村の実態を調べてそして限られた金額を配分するわけですから、まあ案分してうまくいけば一番いいんだけれども、なかなかそういかぬから、やっぱり一つの率をかけたなりするようになるのはやむを得ないと思うのです。それで、いま御指摘になつております点、なるほどと思ふ点もあるし、無理だなと思ふ点もあつ

て、私はずっと御聴應を申し上げておつたわけでございます。それで、先ほど半
ちよつと松本先生でしたか、冗談半分に
に仰せられたことは、国会が延長に合
るならひとつその間にゆつくりこの問
題だけ真剣に検討しようかというお呼
もあつたように私ちよつと耳にはさ

後に上げてやろうなんというのでは困りますけれども、しかし、私眞剣に、これは国全体の問題でして、与党だ野党だ何たという問題ではないと思うのです。さつきから承っておりますと、

その分厚い手紙を手にして、さういふことをしてやるだけであつて、実に真剣に検討なさつて、最後に高等数学の段階に至りかかったものですから私もおそれをなしたわけですが、しかし、この問題、速記などなしで、やはり国会でこゝろしてお互いにおります間にもつと意見の交換をお役所側ともそれから国会側ともして、そして多少でもこういう問題を含め、さういふ形で前進させるべきものではないかと思ふわけでございます。上げるのはそれまで特とうというところでなくして、私どもはそういう誠意を持つておりますから、まあ鈴木委員はせつかくたくさん御研究でございますからこういう案もあるぞとおつしやつて、了承ができればそのまゝでも私どもは受け入れて将来のやり方を改める意思もありますので、どうかひとつお含みの上、よろしくお願いをいたします。

○鈴木壽君 無理だつたら言つてくたさい。いままで私どもはずつとこの委員会において、交付税についていろいろまあ審議の過程で問題点を出してやつておりますが、いろいろ法案の上

予算関係法案だとかなんとかいうようなことで、とことんまで実は、これはあげ足取りとかなんとかいう意味じゃなしに、改善のためのいろいろな意見を出した、考え方を聞いたというようなことをあまりやってこなかった、

常識的に言つて。私は、何もいつまでも引つぱつておくために言っているのじゃなくして、これはやはり大臣のおっしゃる通りに、とことんまでの議論なり、あるいは速記を抜きにして……議論が終わるまで待つていようという意図は毛頭ございませんで、これはある時期には御協力申し上げて、上げなきやならぬと思つております。しかし、私はやはり問題の所在というものは、あいまいな形でなしに、一応出し合つておく必要がある問題だと思ひます。特にいろいろ、ここ数年來、交付税の問題について、地方団体等からのいろいろな要望もあるし、われわれもどうもというやうな問題も幾つかございまして、そういう意味で、私はここでいいます、これをどうしなればならぬというやうなことはまだ言つておりませんし、これを今回修正しと言つたつて、これは事實上できるものでもなし、これはほんとうにまじめな意味で、いまの地方財政の問題からいって、交付税の額の問題でなしに、この算定なり考へ方が地方財政全体を左右する柱になると思ふのです。額はわずか、税とかなんとかを比べますと少ないのですし、あるいは国から出る支出金などもたくさんあるわけですが、しかし、その額はいかにでなしに、この考へ方が私は地方財政を左右する柱になる問題だと思ふのです。これがやはり一つの基準になつて、地方財政というものが考えられておると思うのです。また、当然そういういかなきやならぬと思うのです。そういう意味で、私は他から言われると不備な点もあり、こうしなければならぬと思ふ点もあるが、それはひとつ、

お互いに、さつきも言つたやうに、あげ足を取るとかけちをつけるとかいうことでなしに、検討すると、こういうふうにしなればならぬと思つておるので、特に私の場合、どうも意見が多くて聞きづらいと思ひますが、将来の改善、前進のために、お互いに考へ方を出し合うことが必要じゃないかと、こう思ふので、いま言つておるわけでございます。後段の御心配は、これは当理事会におきまして、しかるべきから、心配なくやつていただきますと思ひます。

○国務大臣(赤澤正道君) 非常に参考になると思つて拝聴いたしておつたので、あげ足取りとは決して考へておらぬわけでございます。さつきいろいろおつしやつた中に、たとえば私、鳥取県の者ですが、實際、道路の維持管理で、県段階では、交通その他、一つのデータの不足もあるけれども、町村道やそれら農道もひくるめて、このほうはどうも調べがつかぬからな、どういふことは、ほんとうはおかしいと思ふのです。私どものほうは、道路も、国道、県道などというものは、ほんの一部分でして、あとは町村道ですらね。私どもは、こういうことに對して、常日ごろ不満を持つて、この問題について手当てはないものかと考へておつたので、それをすばりい言つていらつしやるわけなんです。さて、どういふ金額をかけてやるかというこになると、また高等数学になつてしまつて、なかなか私どもの知恵の及ばぬところもあるわけでございます。それで、この法案を上げる上げないは別にして、そういう意味を相互に研究す

る、こういう席を持つていただくことはむしろ私どものほうは望むところで、さつき何か、関連質問を松本先生なさつたのですけれども、何か、こういう三百何十億というものを、恩着せがましく発表しようと思つておるわけじゃないと思ふのです。それは喜ばれたほうがいいにきまつておりますから、これはこういう表現もあるのですから……、マイナスに書けとおつしやるなら、そういう趣旨で決して訂正するにやぶさかではございせんから、その点も、ひとつお含みの上、よろしくお願いいたします。

○鈴木壽君 さつきのことについて、お考えをお聞きたいと思ひます。

○政府委員(柴田護君) 投資的経費の算定の方法につきましては、御指摘のやうな点がまさにあるわけでございます。これを直しますためには、たとえば投資的経費については、包括算入の制度をとつたり、あるいは事業補正という制度をとつてみたり、あるいは人口急増補正の制度をとつていろいろやつてきておるわけでございます。まあ漸次静態的な地方行政の展開ということから、動態的な新たなものをつくるといふ意味合いにおける経費というものをいふと、いろいろ方向に進んでおるわけでございますけれども、お話をうると、基準財政需要額といふものを、基準財政需要額といふものを比較検討してまいりますと、やはり突き当たりますところは、投資的経費の算定がままのままでいかどうかというところになるわけでございます。なお、先ほど来申し上げておりますやうに、やはり交付税の算定に四圍の介入を避けるという基本原則を守りたいと

考へておりますので、この原則の上に立つてどうすればいいかということ考へてまいりますと、なかなか名案がない。したがつて、いろいろ紆余曲折、変遷を経ながらも今日まできたわけでございます。多少とも合理化を進めてきたつもりでありますけれども、基本的にはまだ問題が残つておる。これを何とかしなければ、ほんとうに今日の何といひますか、いろいろな財政需要の中に圧倒された地方財政というものに、びたりと合つたやうな財源措置といふものはなかなかないと思ひます。少くも、これは私に思ふのでございます。そういう方向で少し交付税につきましても基本的な再検討をしようじゃないかということをおいおい部内では話しておるわけでございますけれども、まだなかなかそれが具体的な段階まで至つておりません。しかし、将来問題といたしましては一日も早くその辺のところについて、より合理的な方法を見出していくということが、私どもに課せられた責任であると思つておる次第でございます。

○鈴木壽君 これは實際問題になりますと、おつしやるやうに、なかなかむずかしい問題が私幾つもあると思ひます。そのうちいふゆる技術的な計算のしかた、算定のしかた、そのものに伴う困難、これも非常に大きい問題であります。いま一つはそういうことによつて生ずるいわゆる新たな財政需要を見ていくというやうなことになるやうなものを、いまの交付税のワケ、これといふものを、一休どうやつていくかと、むしろ私はこの問題が場合によつては大きな問題になりはしないかと思ふのですが、そういう幾つかの問題、むず

かしい問題もありますけれども、しかし、交付税がしばしば出ておりますやうに、そしてまただれでも認めております地方における行政事務事業等における財政需要をやはり見ていくのだと、少なくとも最低水準を保持できるように見ていくのだと、保持をするのだといふたてまえに立つ場合には、やはりどうしてもおつしやるやうな方向で、動的といひますかね、さつき局長は静的と、現在は静的な見方、今後は動的な見方でやつていかなければならぬというお話がございましたが、動的といふか、まあ私はもつとさつき局長の姿勢でやれるやうな、こういうものにならなければならぬと思ひますが、これはひとつ、單にここでの議論とか、考へ方を出し合つたとかいうやうな、あるいは批判をしたとかいう、それだけにとどめないで、これはいまの交付税で、やはり一番大きな問題は、この点に一つ私はあると思ふのです。この点はひとつほんとうに真剣に、改善のために取組んでいかなければならぬと思ひます。そのときどきによつて出る、きのうもちょっと触れましたが、政策等によつてあれを少しふやしてみると、これの経費を見るやうにやつてみると、そういうことだけではもうできない段階だと思ひます。單にそれはいわゆる投資的な、建設的な経費だけではないに、義務的な経費においても、もうすでに、たとえば生活保護の問題とか、あるいは児童福祉関係の児童福祉措置の問題とか、いろいろなやうな、まあ一見消費的な部面の仕事と思はれるものですが、現在は非常に事態と合わないところの算定をとらざるを得ない、こういう問題ですから

ね。ぜひひとつやって、ひとつ局長さん、あなたそのうちに次官とかなんとかになられるかもしれないが、あなたのいらつしやるうちに、ほんとうに局長在任中、一つの大きな仕事として、これは変な言い方でございませうけれども、やっていたらいいと思ひますね。で、ないという、いつまでも問題は絶えないうし、交付税本来の持つ任務と申しますか、そういうものも達成できないままに終わってしまうのではなかつたかと思ひます。そのときどきのちよつとした手直し、単位費用の引き上げ、そういうことではいけなくなつてきていると思うので、これはひとつ要望として申し上げておきます。

いまの問題は一応都市的な形態なり、あるいはそういうものに伴う公共投資の問題で申し上げましたのです、きょうもう一つだけひとつやらしていただきたいと思ひます。

このいただいた表、参考資料で見たのではつきりしないからお尋ねしておきたいのですが、たとえば人当庁費やらその他の統一単価表ですね。これは当然引き上げなきゃならぬというふうなものがある、まあ全般的に言つてそういうことになりませんか。人当庁費職員一人当たりの年額なんというものは、これは何年来——何年来という少しオーバーな言い方になりますが、三十七年度で改定をした、それが今度、三十九年度までまた持ち越されるというふうになつていますね。一体これでもいいのですか。どういう御検討をなされたんです、これは。

○説明員(山本悟君) 御指摘のとおり、算定に用いております人当庁費は

三十七年に改定をいたしました、その後変更してないわけでございます。まあ大体人当庁費は、それぞれ通常の事務費系統の経費の算定に使つておるわけでございますが、基本的には国の予算単価を基礎にいたしまして、それに基準をとりながら決定をいたしているわけでございます。まあこの数年、やはり国の単価等も予算的に変更されないうような点もございまして、これらの点は従来どおり据え置きにいたしているというふうなかつたことになつておるわけでございます。もちろんそれぞれの経費におきまして、人当庁費以外にそれぞれ必要な経費は見ているわけでございます。まあ小中学校等につきましては、物件費を上げるというふうなこともいたしているわけでございます。一般の行政費につきましては、それほど大幅な改定はされてない、かような状況になつておるわけでございます。

○鈴木壽君 それぞれの単位費用の計算等、事業に伴うそういうものについて、確かに変わつていくものもある、うでございしますが、しかし、人当庁費、一般行政費の中に占める——それだからといって、そのままにして、国の計算、国の予算の計上のしかたが変わつておらないから、まあそれに準じて、こういうふうなお話ですけれども、このいただいた資料の中には、こまかいことまでは書いておりませんけれども、たとえば備品なり、消耗品なり、その他いろいろ印刷製本費、光熱、通信、運搬、燃料、食糧費、いろいろなかういふものからいって、もうこの三十七年の時点から言つて、三十九年に

と申すのですね。これはどこの役所でもこみにしてしまふでやりますから、一つ一つそういうものを小さく当たつてはおりませうけれども、やはりこれはひとつ考へて、ことしはいまさらどうしろといったところで無理でしょう、まあ来年はこれは考へなさい、いけませんね。

それから事業費の統一単価の中でも、そういうのがあります。たとえばここに報償の問題、費用弁償の問題にしまして、これはあれですか、たとえば執行機関以外の委員の報酬、これは日額千円とか、千三百円とか、市町村の場合には六百円とか、九百円とかになつておる、一体いま日額でやつておる、そんなにありませんか。これはしかもその額が、こういう低い額だ。それから、講師手当なんかも、まことにわずかな手当てで、大学の先生方を呼ぶような場合に、失礼なような額で計算をしております。実際はこれは何倍かは出してあります。

○説明員(山本悟君) 執行機関以外の委員報酬でございますが、教育委員会、公安委員会といったような執行機関につきましては、大体月額でやつておる、ところが大部分でございまして、単位の費用の積算にあたりまして、そういう委員にたいしては月額で計算をいたしております。ここにございすのは、それ以外の、全くの非常勤の、月一ぺんか、二へん開かれるようなものにつきます、必要な場合にこの単価を使つておるわけでございます。今回引き上げておるわけですが、まあそれは必ずしも低いというわけでもないのじゃないかというぐらひに

存じます。この講師手当、御指摘のとおり、低過ぎるじゃないかというあれでございますけれども、大体予算単価をこれも参考にいたしまして、採用をいたしているようなわけでございます。これは昨年に比べましてある程度引き上げをはかっているという状況でございます。

○鈴木壽君 講師手当は昨年、三十八年度と比べますと若干引き上げられ、若干じゃない、大学教授の場合には倍になつておる、それから助教授の場合には、これも倍。高校以下の教員の場合にはこれは倍よりもちよつと多くなつておる、三百円が六百五十円ですから、まあその倍、あるいはそれ以上になつておる、実際はとも一時間お話しして千二百円述べた、千五百円述べたという状況でございます。これは影響するところはある、まあ大きな問題でございすけれども、ただ、いただいた資料から、どうもこれはちよつと、こういうふうな感じがする。

それからこのいただいた一六ページの自動車関係のやつですが、燃料費が十一万円に引き上げられたのです。それはとも十万円据え置きなんです。これはちよつと数字が違ふようございしますが、それでちよつと念のため聞いておきます。

○説明員(山本悟君) 自動車関係の経費は三十八年度と変更はいたしてない、ちよつと違ふ点がございまして訂正させていただきますと存じますが、ちよつと後はど調へまして——原則といたしまして、去年と変えていないつもりでございます。

○鈴木壽君 こまかい問題ですが、資料をこう見ていったら合計の計の額は変わりませうね。二十三万二千円、燃料費が一万円多くなつておるから、上げたのかと思つたら、上げたとして、トータルが違ふはずですが、上げたのか上げないのか。上げたとして、トータルが違ふじゃないか、こう思つてひとつお聞きしたわけです。

それからその他の建築費の単価ですが、これはことし、またそれぞれ少しづつ上がつておる、これは何か実態調査をおやりになりました結果に基づいての改定でございますか。

○説明員(山本悟君) 建築関係の単価は、これは国の予算単価を原則として使用いたしております。学校等でありますと、まあ国の単位といったようなかつたことになつておる。

なお、先ほどの自動車の燃料費の点、十一万円とございしますが、十万円のミス・プリントと思ひます。

○鈴木壽君 その、国の予算に合わせたのだとおっしゃるのですが、問題は、実は、いまのあなたのことばの中にありました学校の建築費等の場合の補助単価の問題ですね。そのほかの問題もいろいろありますけれども、これは国の予算措置になつた。——それだと言つてしまふ、それまでですが、この問題は、やはり文部省あるいは大蔵省と合うようにしないと困ると思つておる。これはいまも時間があれば、私はこれらに関連して、いわゆる地方団体における超過負担の問題についていろいろお尋ねをしたいと思つておるのですが、きょうは時間がないようです、すからやめますが、その問題が交付税

においてはこういうところにひとつあるわけですし、実際の補助の補助金の出る場合に、単価そのものにまた大きな問題として残っていくわけなんです。これをやはり毎年若干の引き上げはしても、依然として実際の単価と違う。こういうことをいつまでも放置できないと思うのですが、局長さん、どうですか、この問題。

○政府委員(柴田護君) 御指摘のとおりこの単価でできるかと言われれば、なかなかむずかしいと言わざるを得ない場合が多々あるかと思ひます。ただこの問題を扱います場合に、非常にそれは観念論だということになるかもしれないけれども、国は予算単価をこうしてこれであるんだ、直轄の場合に、営業の場合もそれでやるんだということになっておいて、それは地方交付税の場合は、それでできるのかという場合になってまいりますと、そこにはいろいろ別の問題が起ってくるわけでございます。はなはだ迂遠なことかもしれませんが、国の補助単価等につきましても、やはり実態というものを背景にしながら、関係当局に申し入れて、その是正をずっとお願いをしてきておる。結果は、微々ではございますけれども、やはり是正はされてきておる。

まあそういう方法をとって、なお単価を交付税の場合に取り上げていく。こういう回り道をしてきているわけでございます。こういう回り道をしてきましたゆえんのは、ちよっと申し上げましたような事情もあり、また、やはり補助金等につきましても、できるような単価に直してもらわなければ困るわけでございますので、そう

いうしかけをとってきた。で、非常に時間がかかりましたけれども、そういうやり方をやってきましたために、残念ながら、実際から比べますならば、その間に多少のズレなどもできてくる。こういうのが実情でございます。

で、私ももうこういう単価で満足しておるわけではございません。なお、お話のように、もう少しこの問題については別な角度から問題を取り上げて、別の角度からその是正を政府にも迫り、大蔵省にも迫り、われわれにおきましても直していくという考え方を別の角度から取り上げねばいかぬのじゃないかという気が実はちよっとするわけでございますが、なかなかいい方法がないのであります。いままではともかく国の単価を直してもらうことが先だから、実態に基づいて国の単価は正とすることを関係各省にお願いをし、大蔵省にもお願いをして直してくれ、こういうことをまず第一にやってきましたわけでありまして、なかなか直り方が御承知のように、スピードがおそいのでございます。私も何か別の方法を考えなければいかぬじゃないかと考えておるわけでありまして、ただ一般的に、先ほど来大臣に単価の問題でいろいろお話ございましたが、中には非常に無理だと思われるものもありましようし、また、實際上それで何とかこなせるものもあるわけでありまして、一般にこういうものにつきましても、理論計算といえますか、実態といふものをあまり実態に近づけることがいいか悪いか、交付税の思想からいいますと、問題があるかも知れませんが、やはり問題としては若干現実についていくような姿をとってまいらるほう

が、あるいは予算全体の執行という立場からいいますといいかもわかりません。どうせ突っ込みで予算措置をし、その間に節約等が自然行なわれていくという形にも実際問題としてなるわけでありまして、税金といふものを財源にしておるということから考えますならば、やはり経費の重点というものは、管理経費はなるべく節約をして、そして住民福祉に直接関係のあるものだけに経費を重点的に投下していくのが、やはり公共財政の本来のあり方だと思ひますので、その辺のところは、そういうことも頭に置きながら逐次直して、不合理なものについては直してきたというのが今日のまでの実態でございます。しかし、この建築単価等につきましては、御指摘はよくわかりまします。なお是正方につきましても、実態等も十分調べて将来ともつとめてまいるつもりでございます。

○鈴木君 これはあなた方自治省だけでなくにわかに実態に合わせるだけ改定をする、引き上げをするということもむずかしいということもよくわかりましますし、しかし、私は交付税の計算、算定というものは、こういうふうにあるべきだというやり方もひとつ考え方としてはできると思ひますね。交付税の計算はこうだ、自治体への補助金なり、その場合の補助金単価はこうだけれどもという考え方も私はできるんじゃないかと思う。しかし、それをすぐだからこうやってやれと言つても、むずかしい問題があると思ひます。それが、それこそ大臣のさっきのお話のように、これはむずかしい問題だといふに言われるかわからぬけれども、しかし、これはやはりなんと言つても、いまのような形ではうまくない。三十六年、三十七年、三十八年、これは漸次相対的に言つて建築工事費の単価というの上がつてきておりますね。また、三十九年度においても若干上がつておる。しかし、これがしばしば申し上げておりますように、実態からしてなかなか遠いものになっていく。少なくとも一年くらいのおくれなら、私は何とかがまんをすることができると思ふのだが、何年も先こういうかけ離れたところで私はうまくなかと思ふ。さつきも言ったように、やっぱり学校のことで申し上げますと文部省なり、あるいは病気でしたら厚生省なり大蔵省なり、これは政府内部の真剣な研究課題なり、あるいは改定を要する問題としてやらなければいけないことだと思ひますから、さつきも申し上げましたように、実はこれに伴い各地方団体の超過負担の問題も少しお聞きしたいと思ひましたけれども、時間の関係もありますから、この次にさせていただきますと思ひます。この点にひとつ来年度において、もう大きく前進できるように御検討をいただきたいということを申し上げて、きょうのところはひとつこの程度にいたします。

○占部秀男君 今度のこの法律改正で、経費の種類の問題で先ほど解れましたように、清掃費が一つつくられたというところは、これは現在の都市清掃の非常に重要になっておる時節からして、まことに適宜といえますか、適当な措置だったと思ふのです。で、将来この問題の発展的な形が見通されておりますので、この問題を念のためお伺いしておきたいと思ふのですが、ま

ず第一に、地方自治団体の行政規模の取り方の中で、十万人人口に対して特別清掃地区の人口を六万七千七百というふうに入れているわけですが、これは結局あといろいろな給与費その他の問題の基準になる点だと思ひますのでお伺いをいたしますが、どういふような標準からかような踏み方をしたのかお伺いしたい。

○説明員(山本啓君) 正確な日時はちよっと記憶ございませんが、数年前の実績でございます。大体十万人程度の都市で六万、この程度の人数でございますので、こういう実績を基礎にいたしております。したがって、時代が進んでまいりますと——同じペースでもって都市化が進みますと特掃区域も広がってくるという問題もございまして、確かに固定したものでないと思つておりますが、現在数年前のものをそのまま使つておると、こういう状況でございます。

○占部秀男君 実はいやな言い方をするのですが、その数年前に私は大蔵省だと思ふのです。御案内のように、清掃問題がだんだんと問題になつて、これが今日各中小の都市まで相当問題点となつてきたのはこの数年前でございます。したがって、もう一度この問題については基準をはっきりさせるための調査なり何なりをして、次の機会にもしこれで不適当ならば改正をするような方向でいってもいいかと思ふのですがね。その点はいかがでございますか。

○政府委員(柴田護君) これは占部先生です。ちよっと前に申し上げましたが、正直に申し上げて、今回の清掃費の単位費用の算定なりその基礎、これ

が理想とは思っておりません。ただ金の関係もございまして可及的に充実をはかった。それともう一つは、一ぺんにいいと思うところまで上げてしまうのも、これもまたある意味では一つの激変でありますから、その辺も考慮して可及的に充実をしていく、こういうことでございまして、御指摘の点は、将来十分検討いたします。

○占部秀男君 いま局長から非常に現実的な扱い方のおことがあったのでおそれ入るのですが、ひとつその点よろしく願ひいたします。

それからもう一つは、この職員配置に対する給与の問題なんです、結局史員の一人当たり三百四十五円の給与費というものがこれに当たっておると思うのですが、それだけでは足りないわけですか。

○説明員(山本悟君) 清掃費の単位費用上の給与費は、し尿及びじんかい処理につきまして、それぞれ職員数の想定をいたしております。三十九年度の場合にはし尿処理におきまして三十四名、それからじんかい処理におきまして十八名の職員数を想定いたしまして、それぞれの一単位におきまする史員なり雇い入りの単価を使いまして積算をいたしたものでございます。

○占部秀男君 念のために伺ひをしておきたいのですが、給与費の中の甲乙は統一単価のあれでわかりませんが、ね、運転手と作業員についてはどういう給与内容の扱い方になっておりますか。

○説明員(山本悟君) 行政職(甲)表を使っております、そのうちたとえばじんかい処理の場合に行政職(甲)乙二つの欄を使っておりますが、その一

つの甲のランクは年額給与費三十八万八千八百十三円、これの十分人分、乙というのが三十二万三千三百九円の二十五人分、こういうような積算をいたしております。たしか前のほうの十分人分が運転手、あとのほうの二十五人分が作業員に大体該当しておると思ひます。

○占部秀男君 そうすると、この中には何といひますが、臨時というのものは何といひますが、そういう意味の賃金のかしいのですが、そういう意味の賃金を使つてはいないことになっておるわけですね。

○説明員(山本悟君) じんかい処理の部分につきましては、人夫賃の作業員は一切積算上置いていないわけでございますが、し尿関係のほうにおきましてはなお九人、人夫賃の部分が入っております。この辺の關係は、一昨年からそれぞれ人夫賃はなるべく減らすようになつて持ってきておるわけでございますが、なおかつ総額の点等からし尿の部分の一部残つておる、こういう状況でございます。昨年はじんかいにも、し尿にももつとあつたわけでございますけれども、一部分ずつ減らしまして現在こゝまでやつと持ってきていたこと、将来なお検討させていただきます。

○占部秀男君 それから単位費用の算定表のうちの特定財源の問題ですが、先ほど触れましたように、使用料、手数料の金額がこゝで見ると千四百七十三万一千円ですか……数字上はいいですが、これの前の、前というのは三十八年度の衛生費の中に含まれていたところから思うと七百二十五万ふえておるわけですね。これはそれだけ何と申しま

すか、手数料なり使用料なりをもらふ人口がごみの清掃の発展によつてふえたという意味なんですか、それとも料金をよけい取るという意味なんですか、どちらなんですか。

○説明員(山本悟君) この特定財源扱いにいたしております手数料の積算の方法でございますが、じんかいにつきましては消費的経費の一割相当額、それからし尿につきましては消費的経費の七割相当額の手数料収入があるという計算でもつていたしておるわけでございます。したがひまして、おっしゃいますように、別にこれで上げるとか

なにかいふこととございませぬので、総体の経費の規模を充實いたしたために、まあ結果的に手数料部分も上がったようになつておる、というふうなものでございませぬ。なお、消費的経費の七割なり一割なりのこととございませぬが、大体まあ実績的に見ましても、その程度のものが事実とられておるというふうなことで、実態を率に直して使つたというふうなことでございませぬ。

○占部秀男君 この問題についても、今回は初めてですから、もちろんこれでけつこうですが、またあとで、問題の発展によつては、ひとつもつと正確な、何か方向をつくり上げていただきたいと思ひますが、さういふ点についてはいかがでございませぬか。

○政府委員(柴田護君) 先ほどからこの問題につきましては、大臣からもお答えがございまして、私どもの基本的な考え方といたしましては、ある市町村の全地域についてこういう行政が行なわれることが望ましい。全部行なわれた場合においては、それは本

来いえば、租税によつて受益さるべきものである。しかし、現在のように、特定の地域の住民だけが、これによつて恩恵を受けるという情勢のもとにおきましては、やはり特定受益者から手数料を求めるともやむを得ないじゃないか、こういう考え方をとつてきて

いるわけでございます。これについて、特に使用料、手数料を上げるとか、なんという指示ももちろんいたしておりませぬし、交付税の計算上は従来の方式によつて特定財源として計算をした。きわめて荒っぽいじゃないかと云われればまことにそのとおりでございます。しかし、お話のように、将来問題といたしましては、標準の地域の想定とともに、こういうものをどのよう

な形で計算するかという問題は、なお緻密な検討が必要かと思ひます。その方向で検討してまいりたいと考えております。

○占部秀男君 実は先ほど特別清掃地域の人口について触れたけれども、そういう意味合ひも、あとで関連してお聞きしたいと思つたから触れたわけですが、まあこれ以上きようは触れませんが、ただ一言だけ、この問題で御意見を承つておきたいことは、言うまでもなく、これは積算単位費用としては、これは給与費の問題が中心になっておるわけですね。そして、その現在の清掃事業の必要と、清掃事業そのものが近代化していく、都市が集中してどうしても膨大になっていく形の中で近代化しなげやならぬ。焼却場一つ、車

一つ、器具一つ、機械一つにしてもふえていく。こういうような情勢の中では、この交付税の中に、たとえば自動車なり、あるいは焼却場なりあるいは

終末処理のし尿施設なり、そうした点についての費用を将来加えてもらふなきやならぬと思ひますがね。そういう点はいかがでございませぬか。

○政府委員(柴田護君) 単位費用の計算基礎にはそれぞれ入つておるわけでございます。ただこの単位費用の中に、入れ方につきましては、さういつたある一つの規模を想定をして、その施設の償却分だけを見ていく。こういう交付税の在来計算方法をとつておるわけでございます。考え方といたしましては、一応さういふものは起債でやるんだ、その起債の元利償還額というものを償却方式で見えていくんだというふうな考え方がとられておるわけでございます。その方法がいいか悪いかという問題につきましては、先ほど鈴木先生からお話がありましたように、基本的には再検討を要する問題がある、こういうことでございませぬ。現在

でもその規模の中には、さういふような施設はそれぞれ含めておるわけでございますが、単位費用としましては、償却分だけでございますので、さう大きな額が出てこない、こういう結果に相なつております。

○占部秀男君 それからもう一つだけ。この測定単位の問題なんです、港灣の問題ですけれども、このいたいた資料の、二十一ページ以下の資料をちよつと検討してみますと、ここ二、三年、あまり施設規模の、標準施設規模につきましては変わつてないやうに私は思うのですが最近の港灣というのは、非常に船が大型になつてくるということから、錨船用に使う岩壁の問題もより延長して長くなつておるし、何といひますか、土を掘るやつで

す。掘る量も、川の、特に河口港のような場合、川のしゅんせつされたところの問題や、船自体の吃水が大きくなってきたおるといふことから、非常に多くなっているのではないかと、この間も二、三の港湾に行つて話を聞いたのですけれども、こういう点について再検討をしてみる必要があるのではないかと思ふのですが、その点はいかがでござい

ますか。
○政府委員(柴田護君) 現在は港湾費というものの基準財政需要額の算定は、実は非常にむずかしいとございます。これは、消費的経費よりか、投資的経費が圧倒的に多い、それで投資的経費も必ずしもその測定単位とそぐいませんで、あちこちにばかばかとあるわけでごさいます。非常に的確に算定することはむずかしいのでございます。そこで、一定規模のものを想定しながら、お話のような近代化の線については、事業費補正という補正を使いまして、実態に合うようにする、つまりベースは比較的動かしませんけれども、積み重ねの部分についての実態に合わせるように工夫をして、これも必ずしも十分ではございせんけれども、今回のこの改正法案でも、事業費補正につきましては相当強めることを前提としております。

○占部秀男君 きょうはこれで……
○松本賢一君 労働費の中で失業対策費のところですが、市町村と県とが同じ計算があるわけですね、それで、単位費用が、結局一割そこら上がつていふものが、これは失業対策費用といふのが、地方財政を圧迫しているといふ声が相当あるのですが、この方面

は傾斜配分がなされておらぬということですね、ほかの教育費なんかと比べて。

○政府委員(柴田護君) この単価をはじきます場合の基礎は、国の公共事業の失対の単価、これを使つておるわけでごさいます。傾斜配分の問題につきましても、傾斜配分と申しまして、なかなかむずかしいとございまして、一応この計算で荒っぽくやつておきまして、特別交付税の配分の際、公共事業の失業対策事業につきましては精算をします、こういう方式を従来からとつておりますし、現在でもその方向で実際の必要額に合わせた交付税が配れるように措置しておるわけでごさいます。

○松本賢一君 その点はきょうは、いまとやかくお尋ねしないことにしまして、一つだけ、県の、ここに何があるわけですが、市町村も同じようにということが書いてあるのですが、失業者数が標準団体の五千九百六十五名、それに對して吸収人員が二千九百八十二と、二分の一になつておるわけですね、これは県も二分の一、市町村も二分の一ということになるわけだと思ふのですが、そうなるわけですか。

○説明員(山本悟君) おっしゃられるとおりでございまして、吸収率は半分に、失業者の数字といふものは、ある市の人數と県の人數はダブリますが、それは県と市とで話し合つて分けるというところにいたしております。

○松本賢一君 そうすると、いまちよつとおっしゃったように、県と市で持ち分が非常に異なつて違ふと思ふのですが、たとえば福岡県あたり非常に県

がたぐさん持つておる、私の関係しておる広島県なんか非常に県持ち分が少くないといふたような非常に地域的な差が大きいですが、そういう点はどうかふうに解決していくことになつておるのですか、私はその知識がないですけれども。

○政府委員(柴田護君) 吸収率によりまして県と市町村と話し合ひをさせまして、そして分けるわけですね。したがつて、お話のように、県ごとの、県分と市町村分のアンバランスというのは当然出てまいりますけれども、それは交付税の算定には反映するということになりまして。

○松本賢一君 そうすると、たとえば一応ここには標準団体の二分の一と二分の一になつておる、実際は三分の一と三分の二でやつておるようなときには、県と市町村との話し合ひで失業者数を変えていくわけですか。

○説明員(山本悟君) ただいまおっしゃいましたように、たとえば半々の吸収率といふことであれば、千人の失業者がいれば五百、五百といふことで同じように数字を分けるわけでごさいます。もしも二対一であれば六百六十と三百三十ですか、そういうようなことで測定単位の数値自体が率によつて変わつてきておる。その率の変わり方は大体公共事業の失対の吸収率、何人県が吸収し、何人市が吸収していくかといふことによつて分けてもらふように労働省を通じて調査をいたしておるわけでごさいます。

○松本賢一君 そうすると、交付税として出る財源を、その県で今度は実態に即してそういうふうにして配分するわけですね。このとおりずっと機械的

にいけば、県が二分の一、市町村二分の一、こういうわけですが、実際にはかりに三対一でやつておるとか二対一でやつておるとかいつたときには、それはやはり県のほうを減らすとかふすとか、市町村のほうを減らすとかふすとかいふことによつて配分していくわけですか。

○説明員(山本悟君) 原則といたしまして、前年中の当該市町村の区域内における標準吸収人員とそれから県の標準吸収人員との比率でもつて分ける。ただし前年度の数値しか使えませんが、分けます場合には、その年の分にはびしやりと合わない場合がございます。しかし、実績的なもの、県の吸収人員が何人だからこの率、市が何人だからこの率、こういうことに原則としてなるはずのものでございます。

○松本賢一君 そうすると、いまおっしゃるとおりでいけば、県がたぐさん持とうと、市町村がたぐさん持とうと、そうしたい問題は起らぬと思ふのですけれども、どうもそういつてないらしい。だからいつでも市町村は県に、たぐさん持つてくれ持つてくれとこ言う。たぐさん県に持つてくれれば、何もそう騒がなくてもいいわけなんです、県にたぐさん持つてくれ、持つてくれとしようちゅうやつておるのです。そういうところを見ると、うまく配分できてないと思ふのですが、そういう点ひとつどういふうにして指導しておられるか、あるいは今後どういふうに指導されるのか、ちよつとお伺ひしておきたいと思ふいます。

○政府委員(柴田護君) いまお話の点

は、不交付団体でありますればそういう問題を真剣に考へて、なるべく県に頼むというふうな話が出てくるおそれ十分考へられるのであります。しかし、私どもは、この失業対策事業費の計算はこれはなかなかむずかしいのでございまして、いま交付税課長から申し上げましたような方法で一応算定をしておいて、そして公共部分につきましては、特別交付税の算定をいたします場合に、実際に必要になつた額、すなわち公共事業の配分になつた額と基準財政需要額に織り込まれた額と比べ合わせましてそこで精算をする、つまり不足分はそこで追加をする、こういうやり方をとつてきておるわけでごさいます。むしろこの問題について問題がありますのは、公共事業にならなかつた単独部分といふものは、単独部分がどういふことになるのか、というのがむしろ問題になる。実際の地方財政にとつては、その問題の処理が非常に大きな問題になつておるんじゃないかと私も考へておるわけでごさいます。こういうものにつきましては、あまり大きなところについては、やはり特別交付税を配分いたします場合には、算定の一つの要素として考慮に入れる、こういうことをずっとやつてきておるわけでごさいます。

○松本賢一君 いま特別交付税で配慮されるということも、実際さういふこともあるといふことも知つておるのですが、その特別交付税の中でも、ちゃんと計算で出てくる特別交付税と、それからそうじゃなく、いよいよもうつかみ金といふか、そういうふうなものとあるといふことも聞いているので

すが、そうすると、いまの公共事業分の県から割り当てられた分は、ちゃんといまの計算のできる特別交付税に使用し、それから最後に単独分で市が加ぶっている、感じからいってかぶっているというようなところをいまの最後の政治的な配慮によるつかみ金的な特別交付税というもので見られるということになっているのですか、大体。

○政府委員(柴田護君) 公共部分につきましては、全く機械計算で特別交付税の際に全部精算してしまう、若干率はかけますけれども、大体それでおおむね見ている。それ以外に単独事業によって吸収しているものにつきましては、やはり財政全体との関連を見きわめて検討するという事になっております。まあそういったしきんと、単独事業と申ししましてもいろいろあるものがございますから、これがどの程度財政を圧迫しておるかということにつきましては、別途の観点から検討すべきものだろう、こういうふうな考え方でやっておるわけでございます。

○委員長(竹中恒夫君) 本案についての本日の審査は、この程度にいたしたいと存じます。

次回は四月の二十七日、月曜日午前十時から、本案並びに大規模干拓関係法案について審査の予定でございます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十六分散会

昭和三十九年五月九日印刷

昭和三十九年五月十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局